

議第16号

令和4年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 47,834,710立方メートル
- (3) 1日平均給水量 131,054立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
吉川浄水場耐震対策工事、更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 水道用水供給事業収益		千円 5,220,000
	1 営 業 収 益	4,563,860
	2 営 業 外 収 益	656,140

支 出

款	項	金 額
1 水道用水供給事業費用		千円 4,181,600
	1 営 業 費 用	4,028,341
	2 営 業 外 費 用	153,259

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,332,500千円は、減債積立金 344,880千円、建設改良積立金 1,523,398千円、過年度分損益勘定留保資金 2,833,572千円ならびに消費

税および地方消費税資本的収支調整額 630,650千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 2,369,600
	1 企 業 債	2,176,000
	2 補 助 金	96,833
	3 出 資 金	96,767

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 7,702,100
	1 建 設 改 良 費	7,052,956
	2 企 業 債 償 還 金	604,262
	3 固 定 資 産 購 入 費	44,882

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 〔中主ライン比江2工区〕 〔管路更新工事〕	令和5年度	130,000千円
水道用水改良事業 〔湖南市水道施設〕 〔移管工事〕	令和5年度	593,624千円
水道用水改良事業 〔吉川浄水場既設施設〕 〔改良その2工事〕	令和5年度	153,600千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 〔吉川浄水場既施設 耐震補強その2工事〕	令和5年度	54,400千円
水道用水改良事業 〔日野ライン管路更新 その2工事〕	令和5年度	19,000千円
水道用水改良事業 〔蒲生日野ライン 川合工区管路更新工事〕	令和5年度	365,000千円
水道用水改良事業 〔八日市蒲生ライン 上羽田工区等管路 更新その2工事〕	令和5年度	56,000千円
水道用水改良事業 〔八日市蒲生ライン 中羽田2工区管路 更新工事〕	令和5年度	296,000千円
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場ろ過池 更新工事〕	令和5年度から 令和6年度まで	906,499千円
水道用水改良事業 〔南津田導水ポンプ場 オートストレーナ等 設置工事〕	令和5年度	93,742千円
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場 管理本館等改修工事〕	令和5年度	78,650千円
水道用水改良事業 〔吉川浄水場既施設 耐震補強工事 現場技術業務〕	令和5年度	10,000千円
水道用水改良事業 〔吉川浄水場耐震対策 覆蓋設備詳細設計業務〕	令和5年度	6,000千円
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場脱臭処理 設備詳細設計業務〕	令和5年度	51,689千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 〔蒲生日野ライン等管路 更新工事現場技術業務〕	令和5年度	14,000千円
土木積算システム データ整理等業務	令和5年度	4,356千円
水道施設点検業務	令和5年度	14,913千円
浄水場運転管理業務	令和5年度から 令和9年度まで	667,703千円
吉川浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	11,331千円
馬淵浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	20,437千円
馬淵浄水場活性炭注入 設備運転管理業務	令和5年度	25,837千円
水口浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	19,226千円
吉川浄水場 活性炭溶解業務	令和5年度	1,883千円
汚泥収集運搬・ リサイクル処分業務	令和5年度	20,741千円
水道用薬品調達業務	令和5年度	183,827千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水建設事業費	千円 561,000	普通貸借または証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、40年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いままたは借換をすることができる。
水道用水改良事業費	1,615,000			
計	2,176,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 482,184千円
- (2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,170千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大造